

## 宇都宮地方裁判所委員会（第22回）議事概要

（宇都宮地方裁判所委員会事務局）

1 日時 平成24年11月14日（水）15:30～17:00

2 場所 宇都宮地方裁判所 大会議室

3 出席者

（委員・50音順，敬称略）

加藤 剛，川端秀明，五味洸晃，五味洸秀幸，高橋充史，中尾 久，中村昭子，  
平野浩視，細野隆司，町田明久，綿引万里子

※ 小池恵一郎は欠席

（説明者）

寺内正三（宇都宮簡裁判事），坂野喜隆（宇都宮地裁総務課課長補佐）

（庶務）

井上幸雄事務局長，大和谷教事務局次長，登坂一敏総務課長，坂野喜隆総務課  
課長補佐

4 議事

新任委員の自己紹介

高橋委員から自己紹介があった。

裁判所からの説明

前回の宇都宮地方裁判所委員会後における宇都宮地方裁判所における広報活  
動について説明が行われた。

意見交換

- ・夏休み親子企画については，対象者を小学5，6年生としたとのことだが，  
対象者としては相当であったか。（委員）
- ・模擬裁判の内容は比較的簡単なものであると思っていたが，もう少し対象年  
齢を上げてよかったかなとも感じている。（委員長）
- ・弁護士会も毎年夏休みに法教育の観点から，中学生を対象にジュニアローズ

クールを開催している。法教育は法律的なものの考え方を議論して行うため、小学生では難しいと考えており、中学生を対象としているが、模擬裁判であれば、小学5、6年生を対象としてもよいのではないか。今回のように裁判所に親しんでもらうという観点からは、小学生の方が相当だと思う。（委員）

- ・30組程度募集したところ、19組の参加とのことだが、募集のチラシを配る範囲をもう少し広めることを検討してはどうか。（委員）
- ・子供たちに裁判所に来てもらって勉強してもらうことはとても良いことなので、これからも続けていただきたいが、このような行事に接することができなかった子供たちにも広げるためには、裁判所の方から出かけていくというPRが必要となってくるのではないか。警察はよく学校に出向いてPRを行っているという印象がある。（委員）
- ・警察は、地域からの要望があり、交通安全運動や防犯運動関係で呼んでいただくことが多いので、その際にいろいろ広報活動を行っている。（委員）
- ・弁護士会も学校への出前講義を行っている。法教育委員会というものがあり、これは弁護士だけで組織されているのではなく、学校の先生方にも参加していただいている組織である。その先生方が、児童に対して法教育として必要だと感じるものがあつた場合、弁護士会に対して講義の依頼があり、出前講義の機会を設けていただいている。出前講義を行うといっても、一方的に学校に対して出前講義はいかがかと話を向けても直ぐには受け入れてもらえるものではないし、希望があればどうぞと言っても、なかなか申し出てはこないものだと思う。学校と密接に結びついていないと出前講義も難しいのではないかと思う。（委員）
- ・検察庁では、移動教室という活動を行っており、検察庁職員が、学校の先生と打ち合わせた上で、授業に司法制度、検察庁の役割を説明する時間を設けてもらっている。（委員）

- ・夏休み親子企画等では，参加者からアンケートを採っていると思うが，参加者の率直な意見を受けて今後の広報活動に活かすためにも，アンケート項目については定型化するのではなく，色々と検討するといいいのではないか。

（委員）

□ 裁判所からの説明等

民事調停手続について説明が行われた。

□ 意見交換

- ・法テラスへの相談は増えているというが，民事調停の申立件数は減っている。民事調停手続は，このまま先細くなって行かざるを得ない存在なのだろうかと思う一方，民事調停手続はすばらしい制度であるにも関わらず申立件数が減っているのは，世の中で起こっている紛争がきちんと正しい紛争解決手段に行き着いていないのではないだろうかという思いもある。民事調停手続で解決できる紛争が，きちんと民事調停手続を利用してもらえるようにする方策はないのだろうか。（委員長）

- ・法テラスの相談件数が増えている理由としては，相談が原則無料であり，相談担当者が弁護士であるためだと思う。相談後，弁護士が介在することとなった場合，弁護士はなかなか民事調停手続は選択しないのではないかと思う。ADRも増えているが，民事調停手続の申立に影響を及ぼすほど隆盛ではないと思う。今の人はお互いに譲り合うという感覚がないという印象がある。直接会って話をすることを望まないで，電話やメールで済ませたいという傾向も強い。生身の人間との接点を持たなくなった傾向があるため，裁判所に出向いて行って，直接相手とは会わないまでも，ある程度時間の拘束をされるとなると，民事調停手続は，現在選択肢にはならないのではないかとも思う。（委員）

- ・調停というものに触れることが普段の生活においてあまりなく，耳にするのは離婚調停くらいである。調停イコール離婚調停という印象ができています。

調停は離婚だけではないのだということをどう示していくかが重要である。

(委員)

- ・調停前置もあるため、家庭裁判所では窓口で手続相談に応じてくれているが、簡易裁判所の窓口でそのような相談ができているのかという不安がある。家事調停については、家庭裁判所の窓口に行けば色々教えてくれるし、申立用紙もあり、その書き方も教えてくれると相談者に言えるが、民事調停については、そのように言えない。(委員)

- ・離婚の場合、調停を先に行わなければ裁判はできないので、受付相談からきちんと調停に導くことができているが、民事調停の場合、調停をやらなければならないという縛りがないので、導くのが難しい面があるのだと思う。

(委員長)

□ 次回期日の指定等

- ・次回の宇都宮地方裁判所委員会は、平成25年5月22日(水)午後1時30分から開催したい。議題についてであるが、委員の方それぞれの立場から、裁判所への提言や要望など、裁判所への思いを聞かせていただき、それを次回の議題としたい。

以 上